

県民の声を受けて  
(Web公開)

- ・平成30年6月1日及び6月18日に県Web「県民の声」コーナーで公表したもの(26件)
- ・下表のうち、「種別」及び「反映区分」欄は、県Webには未掲載
- ・整理番号欄に、AまたはBを記したもの(4件)  
Aは職員に関するもの(2件)及びBは「県民の声を受けて実施した」案件で、業務の改善等へ反映したもの(2件)

| 整理番号      | 受付年月日     | 受付方法  | 種別   | 件名                 | 概要  | 対応部局    | 対応課      | 対応内容   | 反映区分      |
|-----------|-----------|-------|------|--------------------|---|---------|----------|--|-----------|
| 1         | 2018/5/8  | 電子メール | 照会   | 放射線装置の診療補助範囲について   | 医師や診療放射線技師以外の医療従事者が、放射線装置の出力行為以外の操作をしたり、患者のポジショニングを行ったりすることについて、三重県ではどのように考えていますか。  | 医療保健部   | 医務国保課    | 診療放射線技師法では、医師、歯科医師又は診療放射線技師(以下「医師等」という。)でなければ、放射線を人体に対して照射してはならないとされています。一方、放射線装置の出力行為以外の操作や、患者のポジショニングの取扱いについては、法令上明確にされていません。医師等以外の者によるこれらの行為は直ちに禁止されるものではありませんが、医師等以外の者がこれらの行為を行う場合は、医師等が厳密にチェックし、最終的な確認を行うよう指導しております。  | すでに実施している |
| 2<br>(24) | 2018/5/7  | 電子メール | 提案意見 | 上げ馬神事について          | 上げ馬神事が歴史的行事である事は重々承知しています。しかし、いくら動物愛護の観点から取扱いに注意すると言っても馬に取っては関係なく、第三者が見たら虐待でしかありません。歴史や文化は時代と共に変化させることも重要な事だと思いませんか。馬でなく代替方を検討していただくよう強く求めます。   | 医療保健部   | 食品安全課    | ご意見をいただきありがとうございます。上げ馬神事においては、人馬ともに安全な祭事として行われることが望ましく、三重県では今後も馬に対する適正な取扱いが行われるよう、必要に応じ改善を求めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。なお、神事は地域の祭礼として自主的に運営されておりますので、いただいたご意見については神事関係者にお伝えさせていただきます。  | すでに実施している |
| 3<br>(25) | 2018/5/14 | 封書・葉書 | 提案意見 | 上げ馬神事について          | 上げ馬神事は、動物虐待行為です。馬を蹴ったり、急な壁を乗り越えさせることは非人道的で、この行為を見た子どもたちに、自分より弱い動物は乱暴に扱っても許されるという間違った倫理観を芽生えさせてしまいます。親として子どもに見せることは出来ません。どうかこの伝統行事を中止し、人間のみで行うものに変更してください。   | 医療保健部   | 食品安全課    | ご意見をいただきありがとうございます。上げ馬神事においては、人馬ともに安全な祭事として行われることが望ましく、三重県では今後も馬に対する適正な取扱いが行われるよう、必要に応じ改善を求めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。なお、神事は地域の祭礼として自主的に運営されておりますので、いただいたご意見については神事関係者にお伝えさせていただきます。  | すでに実施している |
| 4         | 2018/5/7  | 電子メール | 提案意見 | 麻疹(はしか)の患者発生情報について | 麻疹について、三重で疑わしい方が出たことを、テレビのニュースで知りました。患者の詳しい情報を得たのは、名古屋市のホームページからでした。確かに、接種による副反応の可能性があったかも知れませんが、三重県の発表は、遅くないですか。きちんとした情報を掲載してほしいです。また、どこのクリニックもMRワクチンが無い、入荷がいつになるかわからない、と言われていました。ワクチンを他県から譲ってもらえるようお願いしてください。 | 医療保健部   | 薬務感染症対策課 | 貴重なご意見をいただきありがとうございます。●三重県の対応にかかるご意見について 三重県の方が発症した件については名古屋市からの情報提供の一報を受けて同日中に報道機関へ資料提供を行いました。また、翌日に保健所の調査結果をふまえて、ホームページへ掲載するとともに再び報道機関へ資料提供を行いました。結果的にホームページへの掲載は名古屋市より1日遅くなりました。この患者について、発症は予防接種の副反応ではないということが5月7日に判明し、同日ホームページに掲載し、報道機関への資料提供を行いました。●MRワクチンが不足しているとのご意見について ワクチン在庫については取扱県内卸売業者に定期的に確認しており、5月7日現在、麻しん単独ワクチンの供給に制限がかかっていますが、麻しん風しん混合ワクチンは安定供給されていると聞いています。もともと麻しん単独ワクチンの流通量は少なく、風しん抗体がある方でも麻しん風しん混合ワクチンを接種しても問題ないと言われていました。麻しんの予防接種を受けられる医療機関は「医療ネットみえ」で検索できるようになっています。●麻しん患者の行動範囲の公開について 電車に乗車した時間帯と車両の公表については、感染症法により公表について個人情報保護に留意することとなっており、利用時間帯と利用区間のみとしておりますのでご理解をお願いします。 | すでに実施している |
| 5         | 2018/5/7  | 電子メール | 提案意見 | 子育て支援について          | 子どもを私立幼稚園に通わせていますが、私立幼稚園の無償化をお願いします。最近、多くの若者が結婚しない、子供を産まない選択をします。このままでは、三重県の少子高齢化は益々進みます。子育てするなら三重県と言うキーワードで、私立幼稚園の無償化や小学生以下の子供を持つ親の転勤禁止など、大胆な施策をお願いします。単身赴任や転勤で離婚する夫婦もあり、大企業で大問題になっています。                       | 子ども・福祉部 | 少子化対策課   | ご意見をいただきありがとうございます。県では、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」という計画に基づき、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかなない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざして、「子ども・思春期」「若者／結婚」「妊娠・出産」「子育て」のライフステージごとに「働き方」も含めた切れ目のない取組を進めています。その中で、県内の結婚を希望する未婚の方を対象に、みえ出逢いサポートセンターを通じた出逢い機会の提供など結婚支援に取り組んでいるほか、男性の育児参画や女性活躍の推進、ワーク・ライフ・バランスの推進などの実現に向けて、企業への働きかけなども行っているところです。また、幼児教育・保育の無償化については、国が段階的に進めており、2020年には、3歳から5歳のすべての子どもを対象として実施することをめざしているところです。県としましても、市町に対して補助を行うなど、国と連携して幼児教育・保育の無償化に向けた取組を進めています。今後も、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき、引き続き「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかなない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」の実現に向けて、企業や地域とも連携を図りながら、取組を継続、強化していきます。                                     | 施策の参考とする  |

| 整理番号 | 受付年月日     | 受付方法  | 種別   | 件名             | 概要   | 対応部局    | 対応課                | 対応内容  | 反映区分     |
|------|-----------|-------|------|----------------|--|---------|--------------------|---|----------|
| 6    | 2018/5/14 | 電子メール | 提案意見 | 少子化対策について      | 大企業では結婚しない、子供を産まない世帯が増えています。また、単身赴任や転勤で子育てができず離婚する夫婦も増えている現状です。大企業の子育てや離婚率について調査をしてください。大企業へ子育て支援について働きかけてください。生涯未婚率も上がっています。みんなが子育てをすることができる環境の整備をお願いします。   | 子ども・福祉部 | 少子化対策課             | ご意見いただき、ありがとうございます。県では、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」という計画に基づき、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざして、「子ども・思春期」「若者／結婚」「妊娠・出産」「子育て」のライフステージごとに「働き方」も含めた切れ目のない取組を進めています。その中で、県内の未婚の方を対象に、みえ出逢いサポートセンターを通じた出逢いの機会の提供など結婚支援に取り組んでいるほか、男性の育児参画や女性活躍の推進、ワークライフバランスの推進などの実現に向けて、企業への働きかけなども行っているところです。また、企業における取組状況については、平成29年度に「仕事と結婚・子育て等の両立促進に関する意識調査」として県内3,000社を対象に調査を実施し、平成30年2月に結果を公表したところです。こうした調査結果も活用し、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき、引き続き「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」の実現に向けて、企業や地域とも連携を図りながら、取組を継続、強化していきます。 | 施策の参考とする |
| 7(A) | 2018/5/15 | 電話    | 苦情   | 職員の対応等について     | 障害者相談支援センターに、児童発達支援管理責任者の資格保有者の人数を尋ねたところ、教えてもらえませんでした。理由を尋ねたところ、有資格者の情報は行政等関係者で共有しているもので、一般には開示する必要はないと言われました。答え方も不快な感じで、教えられない理由も納得できません。人数を教えられないきちんとした理由が知りたいです。  | 子ども・福祉部 | 障害者相談支援センター        | この度は、当センターの電話対応において不快な思いをおかけしましたことをお詫び申し上げます。今回、ご意見をいただきました児童発達支援管理責任者の資格につきましても、法律に基づく要件（実務経験）と併せて、都道府県が主催する研修を修了することで得られるものとなっております。そのため、県外での研修修了者も資格保有者となり得ます。また、要件（実務経験）は研修受講年度で確認はしておりますが、その後の法律改正により、要件を満たさなくなる場合も出てきています。以上のことから、実資格保有者数を当県で把握することは困難な状況にあります。そのため、有資格者数についてのお問い合わせに対し、お答え出来ませんでした。なお、行政等関係機関との情報共有においても、現年度の実績者数等、非常に限定したものとなっております。今後は、行政が果たすべき説明責任について、職員一人一人が今一度深い認識を持ち、お問い合わせ等にはご理解いただけるような丁寧な説明に努めてまいります。  | 反映は困難である |
| 8    | 2018/5/14 | 電子メール | 提案意見 | 残土の利用について      | リニア工事で排出される残土を三重県で利用することについて、提案します。鳥羽・神島間、知多・伊良湖間等に人工島を造ります。この人工島を三遠伊勢連絡道路の実現に向けて利用します。また、鳥羽、伊良湖岬と知多半島を高速道路で結び、中部国際空港の利便性の向上を図ります。さらに、東南海地震による津波の威力を人工島で緩め、伊勢湾の被害低減を図ります。そのほか、防波堤などの造成に利用することも考えます。ご検討をお願いします。 | 地域連携部   | 交通政策課              | ご意見をいただきありがとうございます。リニア中央新幹線の建設工事につきましては、現在、品川・名古屋間において2027年の先行開業を目指し、駅、非常口や山岳部トンネルの工事などが各地で進められているところです。一方で、本県を含む名古屋・大阪間につきましては、品川・名古屋間の開業後に工事着手されることとなっております。こうした中、品川・名古屋間の工事実施に伴う建設発生土の利用等については、JR東海や沿線自治体において現在調整が行われているところです。本県におきましても、名古屋・大阪間の建設工事が着手される頃までには、建設発生土の利用等について調整を行う必要がありますので、その際には、品川・名古屋間の先行事例なども参考にしながら、最適な利用方法について幅広く検討を行いたいと考えています。   | 施策の参考とする |
| 9    | 2018/4/9  | 提案箱   | 提案意見 | 松阪庁舎駐輪場の位置について | 松阪庁舎駐輪場は、庁舎敷地東側端に設置されています。駐輪場と庁舎本館の間に公用車駐車場が設けられていますが、そのスペースを駐輪場にするなど、より庁舎に近い所に駐輪場を設置した方が良いと思います。  | 松阪庁舎    | 調整防災室<br>防災総合事務所地域 | ご意見をいただきありがとうございます。ご指摘のありました松阪庁舎駐輪場は庁舎敷地東側端に設置され、付近に公用車の一部を駐車しています。これらについては、公用車のスムーズな発着や、付近を歩行する来客者や職員等に対する安全性の観点から現在の配置となっております。公用車の駐車を現在の駐輪場へ移設した場合、公用車の発着等を円滑に行うことができなくなる可能性や、歩行者等に対する安全面に係る支障が増加する恐れがあると考えています。なお、駐輪場から庁舎東側入口までの直線距離と、庁舎に最も近い公用車駐車場所から同入口までの直線距離を比較した場合、公用車駐車場所をご指摘のとおり移設したとしても、相当な距離差は生じないと考えます。このようなことから、松阪庁舎駐輪場と付近の公用車駐車場所に関して、現状を継続していきたいと考えており、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。松阪庁舎管理者としましては、今後も来客者への適切な対応等に取り組んでまいります。   | 施策の参考とする |
| 10   | 2018/5/11 | 電子メール | 要望   | シロチドリ保護について    | 県鳥でもあるシロチドリが、絶滅の恐れがあるとして、県指定希少野生動物種に新たに指定されました。そのシロチドリが、県内の海岸で繁殖をしています。人間が知らずに近寄り、抱卵を放棄する事例が毎年繰り返されています。県で正確な調査とそれに基づく保護をお願いします。   | 農林水産部   | みどり共生推進課           | ご意見ありがとうございます。県では、絶滅危惧種の中でも人為的影響力が強く、特に保護が必要である種を「三重県指定希少野生動物種」に指定し、捕獲の禁止や生息地の保護を図るための保全活動を進めています。情報をいただきましたシロチドリにつきましては、今後、専門家のアドバイスを頂きながら繁殖等の調査を進めていきたいと考えています。また、シロチドリの保全対策につきましては、保護活動をサポートできるよう、他機関との調整や活動支援者とのマッチングを進めるなど、活動支援に努めてまいりますので、今後とも保全活動へのご協力をお願いします。   | 施策の参考とする |
| 11   | 2018/5/16 | 封書・葉書 | 提案意見 | 青山高原のトイレについて   | 私は年に数回青山高原に出かけますが、どこのトイレも汚く、水は流れず使用禁止で紙も入っていません。これでは「うまし国のおもてなし」になりません。もう少し、県外の方が楽しんで帰れる様に考えて管理してください。   | 農林水産部   | みどり共生推進課           | ご意見ありがとうございます。青山高原のトイレにつきましては、地元市町に維持管理を委託しておりますが、都市公園と異なり毎日きめ細やかに清掃することが困難であり、ご迷惑をおかけしています。また、使用中にしていないトイレについては、年間を通して利用者が少ないことと、青山高原内には他に4か所のトイレがあることから、使用中の対応をさせていただいております。今後は使用可能なトイレの案内を掲示するなど周知に努めてまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。  | 反映は困難である |

| 整理番号      | 受付年月日     | 受付方法  | 種別   | 件名                | 概要  | 対応部局  | 対応課        | 対応内容   | 反映区分         |
|-----------|-----------|-------|------|-------------------|---|-------|------------|--|--------------|
| 12<br>(A) | 2018/4/25 | 電子メール | 苦情   | 職員について            | 松阪農林事務所を訪れたところ、茶髪でサンダルを履いているだらしない服装の職員を見かけました。これまでに、無免許運転や出張旅費の不正受給など、職員の不祥事がありました。普段の服装からも見受けられるように、公務員としての自覚がないと思います。事務所内を見渡しても他の職員はスーツ等着用しており、だらしなさが目立ちます。すぐに解雇するべきだと思います。   | 松阪庁舎  | 企松画農林事務所総務 | 職員の服装について、不快感を与えたことにつきまして、お詫び申し上げます。ご指摘いただきました職員のみだしなみについては、社会常識を逸脱せず、節度のある服装を心がけるべきであり、これまでも注意喚起しているところです。改めて、県民の皆様にご不快を与えることがない服装を心がけるよう、全職員に周知徹底を図りました。また、職員のコンプライアンスの徹底、服務規律の確保に、引き続き取り組んでまいります。   | すでに実施している    |
| 13<br>(B) | 2018/5/1  | 電子メール | 苦情   | 三重テラスについて         | 三重テラスの接客態度が悪いです。気分が良くない対応でした。   | 雇用経済部 | 課三重県営業本部担当 | 三重テラスをご利用いただいたお客様にご不快な思いをさせてしまい、申し訳なく思っています。今回頂いたご意見を全スタッフで共有いたしました。今後は爽やかな笑顔でサービス向上に努めてまいります。   | 県民の声を受けて実施した |
| 14        | 2018/4/25 | 電子メール | 提案意見 | 伊勢湾アクアラインの建設について  | 三重県の掲げる三重・畿央計画を進めるため、新名神から延伸する鈴鹿亀山道路と中部国際空港を直結する伊勢湾アクアラインを建設してほしいです。名古屋市は道路の過密化が問題であり、産業都市間を直結するには必ずしも結びつきません。三重県、滋賀県、京都府と愛知県西部を結ぶ構想は、三重県の掲げる三重・畿央地域の活性化を生み出す可能性があります。広域産業地域づくりに活用して若者の育つ産業首都育成をめざすべきと考えます。   | 県土整備部 | 道路企画課      | 鈴鹿亀山道路と伊勢湾アクアライン建設について、ご意見をいただきありがとうございます。鈴鹿亀山道路につきましては、平成27年9月、三重県は構想段階の概略計画として、1km幅のルート帯を決定し、現在、事業化に向けて都市計画手続き及び環境影響評価手続きを進めているところです。伊勢湾アクアラインにつきましては、現時点において、具体的な計画はありません。三重県としましては、引き続き県民の皆さんの安全・安心や県内企業の産業振興等に向け、道路整備を進めてまいりますので、今後とも、三重県の道路行政に対するご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。               | 施策の参考とする     |
| 15        | 2018/4/16 | 電子メール | 提案意見 | 石灯笼の落下事故について      | バスのドアミラーが道路脇の石灯笼にぶつかり、その弾みで灯笼の1番上の部分が落下し、歩行者の高齢男性の上に落ちて死亡した事故が起きました。灯笼の上に乗ってる部分は石で重いのに接合してなくて乗ってるだけだったそうです。車も通りますしバスやトラックなど大型が触れ落ちたら歩行者の頭の上に落ちる事は設置の時に想像できたでしょう。県にも失望しました。もし小さい子供の集団下校の上に落ちたらと考えると泣けてきます。再発を防止してください。他にも接合してない灯笼がないかすぐ確認して下さい。危険予知能力を鍛えてください。法律も見直しが必要だと思います。 | 県土整備部 | 道路管理課      | 三重県では、今回、このような痛ましい事故が起きたことを、大変重く受け止めており、再発防止のため、4月16日に県管理道路上のバス停付近にある石灯笼の緊急点検を実施し、危険と判断された17基の上部(笠、火袋)を4月25日までに撤去しました。また、4月26日には、国、三重県、伊勢市の担当者会議において、石灯笼に関する撤去方針を三者で確認したことを踏まえ、7月26日から開催される全国高等学校総合体育大会までに、県管理道路上の全ての石灯笼を撤去します。今回のような事故を二度と起こさないよう、安全確保の取組を進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 | 施策の参考とする     |
| 16        | 2018/4/27 | 電子メール | 提案意見 | 伊勢市の石灯笼跡の利用方法について | 撤去される石灯笼跡に、膝下までの高さで灯笼型の常夜灯のように光る車止めが設置されることを祈ります。大学前の通りや大学駅伝、お白石祭での石灯笼は、伊勢市ならではの趣があります。もちろん、人命や人に傷害を加えてはなりません、観光の観点からも一考いただければ幸いです。   | 県土整備部 | 道路管理課      | 伊勢市内の県道等に設置されている石灯笼については、4月14日に発生した事故及びそれを踏まえたバス停車場付近にある石灯笼の緊急点検と撤去作業により、石灯笼の笠石や火袋の接続が脆いもの、基礎が小さいものもあることが確認され、全ての石灯笼が安全であるとは言えないことから、道路利用者の安全を確保するために全て撤去することとしています。石灯笼撤去後の伊勢の景観のあり方については、三重県においても伊勢市と連携をとりながら、可能なサポートをしていきたいと考えていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。                                | 施策の参考とする     |
| 17        | 2018/5/17 | 電子メール | 提案意見 | 道路改良について          | 県道四日市多度線の桑名市嘉例川付近の道路改良が、いつまでたっても進みません。工業団地の造成工事が着々と進行しており、操業が開始されれば、慢性的に交通渋滞が発生すると思います。早急に対応するよう要望します。  | 桑名庁舎  | 推進室建設事務所事業 | ご意見ありがとうございます。現在、桑名建設事務所管内では、道路整備について各方面から多くの要望をいただいております。優先順位等を踏まえて順次整備を行っております。地域の皆様にご理解とご協力を得て整備を進めていきたいと考えていますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。   | すでに実施している    |
| 18        | 2018/4/23 | 電子メール | 提案意見 | 議員定数について          | 議員定数の変更の採決に驚きました。45議席に決定した時に全員賛成していた新政みえの議員は、今回、賛成した理由を説明してください。自民党で賛成した議員は自分の保身ですか。また、大変残念なのが退席した議員です。いつも議員は県民の代表だと耳触りの良い事を言いますが、自分たちの身分に係る採決に賛成もしくは反対の判断すら出来ないのであれば議員の資格無しです。即刻議員を辞職して下さい。辞職しないのならせめて次回の選挙には出ないで下さい。今回のことは県民抜きの議論であり、税金の無駄使いで、大変残念です。                       | 議会事務局 | 議会事務局      | このたびは県議会にご意見をいただき、ありがとうございます。いただきましたご意見は全議員に周知いたします。   | 施策の参考とする     |

| 整理番号  | 受付年月日     | 受付方法  | 種別    | 件名              | 概要  | 対応部局  | 対応課        | 対応内容   | 反映区分         |
|-------|-----------|-------|-------|-----------------|---|-------|------------|--|--------------|
| 19    | 2018/4/27 | 電子メール | 提案意見  | 議員定数について        | 県議会議員の定数を6名増やして51名にする条例が可決されたと知り、とても腹立たしく思います。南部のための増員と聞きましたが南部の課題は45名の条例にした時にわかっていたことであり、大震災などの突発的な出来事が起こった時ならいざ知らず、一度決めた条例を一度も執行せずに改正とは、三重県議会是一般社会の常識とはかけ離れていて、とても我々県民には理解できません。前回の条例に戻るとの事ですが、一票の格差や報酬はどうなっているのか、特に賛成した議員には説明責任があると思います。自分達の保身ではなく、もう一度議員削減の議論をはじめ、本来の県民のための県議会の姿を見せてください。 | 議会事務局 | 議会事務局      | このたびは県議会にご意見をいただき、ありがとうございます。いただきましたご意見は全議員に周知いたします。   | 施策の参考とする     |
| 20    | 2018/5/11 | 電子メール | 提案意見  | 政務活動費について       | 三重県議会議員の政務活動費が前払いされていると知り、驚きました。前払いをなくすのは、改革ではなく常識です。県民は、政務活動費が前払いされていることを知らないと思います。政務活動費の前払いは、法的に違法ではないのでしょうか。議員の報酬や定数等については、第三者の決定事項にするべきだと思います。  | 議会事務局 | 議会事務局      | 政務活動費は、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤強化等のため、地方自治法第100条に規定されており、交付の対象、金額及び交付の方法等は条例で定めることとされています。このことを受けて、三重県政務活動費の交付に関する条例では、毎四半期の最初の月の請求に基づき交付することとしており適法なものですので、ご理解をお願いいたします。また、政務活動費の収支報告書及び証書書類等の写しは、従来から議会図書室にて閲覧に供しておりますが、昨年度から領収書をホームページで公開することで、一層の透明性の確保に努めています。議員の報酬や定数等について、第三者から意見をいただくことはできますが、決定にあたっては条例で定めることとされており、知事もしくは議会からの条例案の提出が必要となりますので、ご理解をお願いいたします。なお、いただいたご意見については、全議員にお伝えします。 | 施策の参考とする     |
| 21    | 2018/5/11 | 電子メール | 提案意見  | 政務活動費について       | 三重県議会議員の政務活動費が前払いされているのは、違法ではないのでしょうか。時代錯誤だと思います。   | 議会事務局 | 議会事務局      | 政務活動費は、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤強化等のため、地方自治法第100条に規定されており、交付の対象、金額及び交付の方法等は条例で定めることとされています。このことを受けて、三重県政務活動費の交付に関する条例では、毎四半期の最初の月の請求に基づき交付することとしており適法なものですので、ご理解をお願いいたします。また、政務活動費の収支報告書及び証書書類等の写しは、従来から議会図書室にて閲覧に供しておりますが、昨年度から領収書をホームページで公開することで、一層の透明性の確保に努めています。なお、いただいたご意見については、全議員にお伝えします。  | 施策の参考とする     |
| 22    | 2018/5/21 | 電子メール | 提案意見  | 議員定数について        | 三重県は地理的に気候や職業分布、平均年齢の差が大きい県だと思うのですが高齢化している限界集落ほど健康で、なおかつお互い様の精神で働いている高齢者が多いです。南部地域の住民減少に伴い定数削減が課題となっているのですが、観光産業の増加推進の前に安全性が第一なのではないですか。防災や減災の角度からの問題は山積みだと思います。その点を視野に入ると南部地域の定数削減は反対です。よろしくをお願いします。   | 議会事務局 | 議会事務局      | このたびは県議会にご意見をいただき、ありがとうございます。いただきましたご意見は全議員に周知いたします。   | 施策の参考とする     |
| 23(B) | 2018/4/20 | 電子メール | 提案意見  | 県立高等学校の生徒指導について | 先日、駅近くの船着場付近で、県立高等学校の生徒と思われる学生が喫煙していましたが、なにぶん物騒なご時世、体力的にも衰えており何も言えず素通りしてしまいました。よくある事とは言え、やはり社会のルールを守ることを学ぶべき所で学ぶ事が重要ではないかと思い、注意しなかった事への自責の念にかられながら、指導の徹底をお願いする次第です。   | 教育委員会 | 生徒指導課      | 高校生の喫煙に対するご意見ありがとうございます。各県立高等学校におきましては、日頃からホームルーム活動等を通じ、喫煙の防止や公衆マナーの啓発を行うなど、問題行動の未然防止に取り組んでいるところです。ご指摘のありました高等学校に確認しましたところ、当該高等学校においても定期的に最寄駅等で登下校指導を行っているとのことでした。しかしながら、ご指摘のことを踏まえ、県教育委員会といたしましては、再度、当該高等学校に対し指導の徹底を行うよう伝えるとともに、地区別高等学校生徒指導連絡協議会を通じ、各校における校外巡視等の定期的な取組について啓発し、指導の充実に努めてまいります。今後とも、三重県の教育にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。  | 県民の声を受けて実施した |
| 24(2) | 2018/5/7  | 電子メール | 提案意見  | 上げ馬神事について       | 上げ馬神事が歴史的行事である事は重々承知しています。しかし、いくら動物愛護の観点から取扱いに注意すると言っても馬に取っては関係なく、第三者が見たら虐待でしかありません。歴史や文化は時代と共に変化させることも重要な事だと思いませんか。馬でなく代替方を検討していただくよう強く求めます。   | 教育委員会 | 護社会教育・文化財課 | 上げ馬神事は、日本の古い社会組織や祭礼の様子を伝えている、民俗行事です。神事はあくまでも主催者、地元関係者の自主的な判断により実施されています。三重県では、引き続き主催者に対し、民俗的な観点から助言を行ってまいります。  | すでに実施している    |
| 25(3) | 2018/5/14 | 封書・葉書 | 提案意見  | 上げ馬神事について       | 上げ馬神事は、動物虐待行為です。馬を蹴ったり、急な壁を乗り越えさせることは非人道的で、この行為を見た子どもたちに、自分より弱い動物は乱暴に扱っても許されるという間違った倫理観を芽生えさせてしまいます。親として子どもに見せることは出来ません。どうかこの伝統行事を中止し、人間のみで行うものに変更してください。   | 教育委員会 | 護社会教育・文化財課 | 上げ馬神事は、日本の古い社会組織や祭礼の様子を伝えている、民俗行事です。神事はあくまでも主催者、地元関係者の自主的な判断により実施されています。三重県では、引き続き主催者に対し、民俗的な観点から助言を行ってまいります。  | すでに実施している    |
| 26    | 2018/4/25 | 電話    | 激励・賛同 | いじめ相談について       | SNSを利用したいじめ相談窓口が開設されると、新聞に掲載されていました。いじめられている子ども、この相談窓口を利用することで、少しは気持ちが軽くなると思います。とても良いことだと思います。  | 教育委員会 | 研修企画・支援課   | この度は貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。本県では、「三重県いじめ防止条例」を制定し、社会総がかりでいじめの防止に取り組んでおります。いじめをはじめとする様々な悩みを抱える子どもたちが、安心して学校生活を送ることができるよう、これまでの面接相談やいじめ電話相談に加え、新たにSNSを活用した相談を実施し、子どもたちにとって、より相談や通報がしやすい環境を充実させてまいります。   | すでに実施している    |